

所在不明株主の株式売却許可申立書

収入印紙

1,000円

貼 付

所在不明株主の株式売却許可申立書

(※ 割印不可)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

東京地方裁判所民事第8部 御中 注1

申立人代理人弁護士 ○ ○ ○ ○ 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

申 立 人 株式会社〇〇〇〇

同代表者代表取締役 ○ ○ ○ ○

(送達場所) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇法律事務所

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

TEL 03-0000-0000

FAX 03-0000-0000

申立ての趣旨

「別紙株式目録記載の株式を1株当たり金〇〇円で任意売却することを許可する。」

との裁判を求める。

申立ての理由

1 申立人は、別紙株式目録記載の株式（以下「本件株式」という。）の株

主である〇〇（以下「本件株主」という。）に対し、申立人の株主名簿に記載された本件株主の住所に宛てて通知及び催告を行ってきたが、当該通知及び催告は、令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで継続して5年間、本件株主に到達しなかった。

2 また、本件株主は、同じく令和〇〇年〇〇月から令和〇〇年〇〇月まで継続して5年間、会社の株主名簿に記載された本件株主の住所において剰余金の配当を受領しなかった。

3 本件株式について、株主名簿に登録された質権者は存在しない。

4 申立人は、令和〇〇年〇〇月〇〇日、取締役会において、本件株主が有する本件株式を売却し、かつ、同社において買い取ることを決議した。

5 申立人は、会社法198条1項に従い、令和〇〇年〇〇月〇〇日、本件株式につき同項に定める事項を公告し、また、同月〇〇日、本件株主に対し、会社の株主名簿に記載された住所に宛てて上記事項の催告を発送した。

なお、かかる公告及び通知の期間内に異議の申出をした者はいない。

6 申立人は、本件株式を競売することができる要件を備えたが、競売による売却では相当の時間を要するのみならず、本件株式は市場価格のない株式であることから、競売により買受人が現れること及び株価算定書記載の価額以上の価額で売却することがほとんど期待できない。

7 本申立てについて、取締役全員が同意している。[注2](#)

8 よって、会社法197条2項に基づき、本件株式の任意売却の許可を求める。

疎明方法 [注3](#)

甲第1号証	申立人の履歴事項全部証明書
甲第2号証	申立人の定款
甲第3号証	株主名簿

- 甲第4号証の1～6 株主総会招集通知書及び返戻封筒
- 甲第5号証の1～6 剰余金配当送金通知書及び返戻封筒（現金書留）
- 甲第6号証 取締役会議事録
- 甲第7号証 官報（公告）
- 甲第8号証 催告書及び返戻封筒
- 甲第9号証 株価算定書
- 甲第10号証の1～3 取締役の同意書

添付書類

- 甲号証写し 各1通
- 申立人の履歴事項全部証明書 1通
- 委任状 1通 注4

(別紙)

株 式 目 録

番号	株主名簿上の 氏名又は名称	株主名簿上の住所	株式の数
1	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇丁目〇番地	100株
2	△△△△	東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号	50株

以 上

- 注1 本申立ての管轄裁判所は、会社の本店所在地の地方裁判所になります。なお、東京地方裁判所の管轄は、東京23区及び伊豆諸島、小笠原諸島の島しょです。それ以外の東京都の地域は、東京地方裁判所立川支部（〒190-8571 東京都立川市緑町10番地の4）です。
- 注2 取締役が2名以上あるときは、取締役全員の同意が必要です(会社法197条2項後段)。
- 注3 事案によっては、ここに記載された疎明資料のほかにも、提出を求めることがあります。
- 注4 代理人による申立ての時は、委任状が必要です。